

# 令和8年度工事における入札執行方法について

令和8年4月1日以降の公告案件について、その執行方法等は次のとおりとします。  
なお、その他必要事項については、公告に記載します。

## 1 入札参加資格要件について

### (1) 地域要件

- ア 原則は、「市内（厚木市内に本店（主たる事業所）を有する者）」とします。
- イ 特殊工事、大型工事等で市内本店事業者のみでは入札参加者が確保できないことが予想される場合は、地域要件を拡大します。

### (2) 経営事項審査結果の総合評定値

- ア 厚木市の競争入札参加申請認定申請時のものとします。この点数は、令和9年3月31日まで固定とします。
- イ 入札参加できる総合評定値の対象範囲については、土木、ほ装、建築、電気、管及び造園に該当する工事については、原則として、「令和8年度の工事における条件付一般競争入札の発注金額に対する総合評定値一覧表」によることとし、**設計金額9千万円以上の案件は、業種に関わらず、特定建設業許可を有していることを要件とします。**
- ウ 総合評価方式の案件や当該要件では入札参加者が十分確保できないことが予想される場合などは、範囲を拡大します。

### (3) 実績要件

施工実績（対象工事と同業種で発注された工事で、過去10年間に完成したものをいう。以下同じ。）があることを要件とします。施工実績の金額要件については、対象工事の設計金額の3分の2以上とします。ただし、入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、設計金額の3分の1以上の施工実績で入札参加できることとします。

なお、単価契約または設計金額1,000万円未満の案件については、金額要件は設定せず、施工実績が1件以上あることとします。

#### 【特例措置】

相応する施工実績を有していないことから、入札に参加できない場合は、(2)の総合評定値一覧表の最も低い発注金額に対する総合評定値の事業者が参加できる範囲で入札に参加できるものとします。この場合、該当事業者は、年度当初に契約検査課へ申請し、了承を得ることとします。

また、年度途中で施工実績を有することとなっても、当該年度中は、この特例措置の適用を受けます。

### (4) 技術者の雇用期間

工事における監理技術者または主任技術者及び現場代理人となる者に必要な雇用期間は、「入札参加申請期限までに継続して3箇月以上雇用していること」とします。

(5) 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限

資本関係又は人的関係にある者同士は、同一入札に参加できません。詳細は「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を確認してください。

また、「資本関係又は人的関係申告書」については、かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格申請時に同様の申告を行っているため、提出の必要はありません。

## 2 監理技術者等の専任義務の緩和について

建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項の規定により設計金額（税込）4,500 万円（建築一式工事の場合は設計金額（税込）9,000 万円）以上の工事については、技術者の専任配置を求めています。建設業法及び建設業法施行令の改正に伴い、本市では監理技術者等の専任義務の緩和措置を行っています。詳しくは「厚木市発注工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置について」をご確認ください。

## 3 主任技術者の手持ち工事制限について

建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項の規定により主任技術者等の専任を要するものを除いて、**1 人 3 件まで**とします。手持ち工事とは、落札決定日から工事完成届提出日までの工事をいいます（以下同じ）。

なお、工事とコンサルとの重複登録がある場合の技術者の手持ち工事件数については、合計してカウントすることとします。

## 4 手持ち工事制限及び重複落札制限について

### (1) 手持ち工事制限

契約検査課で契約する工事における手持ち工事制限件数については、原則として次の表のとおりとし、競争参加資格確認申請期限の日以降にこれを超えていると、該当業種については、入札に参加することができません。

なお、工事完成届提出日の翌日から手持ち工事件数を解除します。

業種	手持ち工事制限件数
(全体)	3 件
土木一式	2 件
建築一式	2 件
ほ装	1 件
造園	1 件
その他	業種ごと 2 件

### ア 工事成績評定点による手持ち工事件数の加算について

市内に主たる事業所のある事業者が、前年度に完成させた契約検査課発注工事について、全業種において 65 点未満の工事成績評定点がなく、かつ、78 点以上を取得した工事がある場合は、その工事と同じ業種を 1 件追加します。

イ 継続事業及び繰越明許事業の工事における取扱い

継続事業及び繰越明許事業については、工事の契約期間が該当する年度において、手持ち工事件数としてカウントします。ただし、繰越により当初の工期末が翌年度となった工事については、翌年度の手持ち工事件数に含みません。

なお、継続事業で出来高予定額がゼロの年度は、手持ち工事件数に含みません。

ウ 総合評価方式及び特別指名競争入札（以下、特別指名という。）の工事における取扱い

総合評価方式及び特別指名の工事は、手持ち工事件数に含みません。

なお、総合評価方式を落札できるのは、当該入札が行われた年度内において1件までとします。

また、特別指名を落札できるのは業種を問わず年度1件までとし、落札した場合、当該年度における次回以降の特別指名において指名しないこととします。

エ 随意契約の工事における取扱い

随意契約については、原則として手持ち工事件数に含みません。

オ 手持ち工事制限の適用除外について

(ア) 手持ち工事制限を適用することによって再度入札または不調となる場合は、適用しないこととします。

(イ) 土木一式及びほ装に係る緊急維持補修工事（以下「緊急工事」という。）は、適用しないこととします（緊急工事の重複落札制限を適用）。

なお、緊急工事に該当する案件については、入札公告に明記します。

(2) 緊急工事の重複落札制限

緊急工事のうち、公告日が同一四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）であるものについて重複落札の制限を行い、落札できる件数を1件までとします。

ただし、制限をすることによって、再度入札や不調となる場合は、適用しないこととします。

また、令和7年度ゼロ市債工事として発注された緊急工事については、第1四半期（4月～6月）に公告されたものとして、重複落札の制限を行います。

なお、該当する工事については、入札公告に明記します。

【緊急工事の重複落札制限に該当する工事の例】

道路構造物損傷箇所復旧工事、交通安全施設損傷箇所復旧工事、公共下水道構造物損傷箇所復旧工事、公共下水道汚水柵設置工事、排水路構造物損傷箇所復旧工事、河川維持補修工事、農業施設構造物損傷箇所復旧工事、舗装損傷箇所復旧工事、生活道路早期整備工事、道路後退部舗装工事

※ 該当工事はあくまでも例示であり、発注があることを保証するものではなく、上記の工事以外の緊急工事が発注される可能性もあります。

(3) 同日開札の重複落札制限

随意契約、総合評価方式及び特別指名の案件を除き、同日に開札する工事の案件で、先に開札した案件の落札候補者になった者は、それ以降に開札した同種別（工事）案件は、無効とします。ただし、制限することによって次に該当することとなる場合は、適

用外とします。

ア 2番目に価格の低い入札者が落札候補者になる場合

イ 再度入札又は不調となる場合

なお、適用外となった者同士がくじ引きになる場合は、落札候補者になっている回数が少ない方を優先します。

また、落札候補者が落札に必要な書類を提出できず失格となった案件等があるときは、その案件は、他の同日開札の最後の案件とします。

再度入札となった案件は、再度入札の開札日において適用します。

## 5 開札について

(1) 入札は、原則として1回とし、開札の結果、予定価格以下かつ最低制限価格（総合評価の場合にあっては、失格基準価格）以上の入札がないときは、再度入札を1回執行します。

※ 1回目の入札に参加しなかった者及び無効又は失格となった者は、くじ引き及び再度入札に参加できません。

(2) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、当該入札を不調とします。

## 6 内訳書の提出について

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、令和8年度から内訳書の書式変更及び労務費ダンピング調査が開始されます。

詳細は市ホームページ「入札における「労務費等が明示された内訳書」の提出及び「労務費ダンピング調査」について」をご確認ください。

(1) 提出する内訳書の範囲

土木系工事については本工事内訳まで、建築系工事については科目別内訳まで、総価単価契約工事については総価単価契約用内訳書を提出してください。なお、内訳書の書式については入札説明書に添付します。

(2) 内訳書の提出方法について

電子入札システムにより入札執行する案件については、電子入札システムの入札書提出時に内訳書ファイルを添付し提出してください。

(3) 内訳書確認の時期

開札後から落札候補者に通知を送付するまでの間に確認します。

(4) 提出された内訳書の取扱い

落札候補者の内訳書が適正でない場合は、当該事業者の入札を無効とし、次に価格の低い入札者を落札候補者とします。次に価格の低い入札者が複数いる場合は、くじ引きを実施します。

なお、落札候補者をくじ引きで決定した場合は、当該事業者の入札を無効とし、再度くじ引きを実施します。

落札候補者をくじ引きで決定し、無効となる事業者が複数いた場合で、次に価格の入札者が複数いる場合は、別途くじ引きを実施します。この場合において、その案件は、他の同日開札の最後の案件とします。

(5) 無効となる内訳書について

厚木市ホームページの「しごと・産業>入札・契約>工事請負>お知らせ>工事に係る入札金額の内訳書の取扱いについて」を確認してください。

(6) 再度入札時の内訳書の提出

内訳書の提出は初回のみとし、再度入札時は提出を要しません。ただし、総価単価契約の案件については、再度入札後、落札候補者のみ内訳書の提出を要します。

## 7 開札後の取扱いについて

(1) 開札の結果、2件以上の最低応札者になった者が、配置予定技術者等を配置することができない等により、1件しか落札できないときは、落札候補者となることのできる工事は、原則として開札予定時間が早い順とします。ただし、再度入札を行う場合には、再度入札の開札時間をその案件の開札予定時間とみなします。

(2) 落札候補者が事情により配置予定技術者等を配置できない場合は、理由を記載した書面を提出してください。

(3) 落札候補者を審査した結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該事業者の入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について、順次、同様の審査を実施します。

次に価格の低い入札者が複数いる場合は、落札候補者になっている回数が少ない方を優先します。それでも1者とならない場合は、くじ引きを実施します。

なお、当初の落札候補者をくじ引きで決定した場合は、当該事業者の入札を無効又は入札者を失格にするとともに、同日に開札した他の案件を落札した者の入札を無効とした後、再度くじ引きを実施します。

落札決定後に落札者が契約を締結しないときも、同様の取扱いができることとします。

## 8 不調の場合の取扱いについて

不調となった場合は、次のとおり、当初の対象範囲内の事業者を含め、実績要件及び総合評定値の対象範囲を拡大し、再度入札公告（再々度入札公告）を行います。

なお、見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

(1) 総合評定値の対象範囲

直近上位まで対象範囲を拡大します。直近上位がない場合は、直近下位に拡大することがあります。ただし、入札参加事業者が当初に比べてあまり増えないことが想定される場合は、この限りではありません。

(2) 実績要件

設計金額の3分の2以上としていたものは、3分の1以上とします。

(3) 地域要件

大型工事等で総合評定値の直近上位がなく、かつ、直近下位では対応できない場合は、地域要件を拡大します。

(1)から(3)までの条件変更をし、再度入札公告を行った結果、落札者がいない場合は、4(1)で定める手持ち工事または4(2)で定める重複落札制限の適用外として、再々度入札公告を行います。なお、総合評定値の対象範囲を拡大し発注業種に登録のある全ての市内本店事業者が参加できる場合で、完成時期を延期できないときなどは、4(1)で定める手持ち工事または4(2)で定める重複落札制限の適用外として、再度入札公告を行うことができるものとします。

**【地域要件の定義】**

区 分	事業所所在地
市 内	厚木市内に本店（主たる事業所）を有する者
準市内	厚木市内に受任地（支店、営業所等の受任先）を有する者
県内本店	厚木市を除く神奈川県内に本店（主たる事業所）を有する者
県内支店	厚木市を除く神奈川県内に受任地（支店、営業所等の受任先）を有する者
県 外	神奈川県外に本店（主たる事業所）を有する者
近隣市町村	平塚市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町又は清川村に本店（主たる事業所）を有する者

**9 不調による随意契約について**

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、次に掲げる場合は、随意契約による見積り合わせを執行することができます。

(1) 再度入札公告又は再々度入札公告により入札を執行しても不調となった場合

(2) 初回入札公告時に不調となった場合で、次に掲げるいずれかに該当するとき。

ア 完成時期を延期できないとき。

イ 特殊な工事等で入札参加者が限定されているとき。

ウ 随意契約をした方が有利なとき。

随意契約による見積り合わせを執行する場合は、最終入札時の応札者（無効及び失格を除く。）から、原則として3者以上の見積書を徴取します。この場合において、最終入札時に応札がないときは、執行しません。

**10 中止の場合の取扱いについて**

(1) 設計の見直し

設計誤りがあったため無効（中止）とした入札の再度入札公告の執行にあたっては、設計を見直し、内容を一部変更します。

(2) 入札執行の方法

無効（中止）とした時期により、次に掲げる事項を参加要件とします。

なお、見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

ア 確認通知書発行後に無効（中止）とした場合は、「無効（中止）とした入札の参加資格の認定を受けた者であること」とします。

イ 入札締切通知書発行後に無効（中止）とした場合は、「無効（中止）とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」とします。

※参加者または応札者がなく中止となった場合は、不調の取り扱いに準じることとします。

## 11 疑義申立て制度について

契約検査課が発注する工事において、入札の透明性・公正性をこれまで以上に確保するため開札後に疑義の申立期間を設けます。その対応方法について、次の各号のとおり定めるものです。

### (1) 対象事項

設計書の詳細な積算を確認しないと判明しない事項を対象とします。なお、公告時に公表している設計書（単価抜き）や質問回答書に明示した規格・数量等については、疑義申立ての対象とはしません。

### (2) 申立期間

開札終了から翌日（土、日及び祝日並びに年末年始を除く。）の正午までとします。

申立てにより、入札が中止になる場合があるため、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は決定を保留します。

### (3) 申立者

申立てができるのは、当該入札に参加し、入札書を提出した者とします。

### (4) 手続の流れ

#### ア 落札予定額及び設計書の確認

開札後、電子入札システムにより落札の保留通知を行う際、総合評価方式で入札執行する案件を除き、落札予定額を明示します。また、保留通知後、入札情報サービスの入札公告を利用して、金額入りの設計書を添付して掲示します。

#### イ 詳細な積算の確認

アの確認後、設計書の詳細な積算を確認したい場合は、契約検査課の窓口において、入札参加者であることを社員証等により証明した後、申立者側が積算した「工事費内訳書」の写しを提出してください。入札参加者であること等が確認できた場合、工事

担当課で次の範囲の設計図書が確認できます。

土木系工事…内訳書まで 建築系工事…種目別内訳書、科目別内訳書まで
--------------------------------------

#### ウ 申立て

イを踏まえて、設計内容について疑義の申立てをする場合には、契約検査課窓口で「設計内訳確認申出書」（様式1）を提出してください。

### (5) 受付後の対応について

ア 設計誤りがなかった場合（申立期間の翌開庁日中）

申立てがあり、提出された「工事費内訳書」と市の積算を調査比較して誤りがなかった場合は、申立者にその旨を通知します。

イ 設計誤りがあった場合（申立期間の翌開庁日中）

申立てがあり、調査の結果、設計額に誤りがあることが判明した場合は、次によることとします。

(ア) 設計誤りが判明した場合は、入札書提出者全員に設計誤りの内容及び入札の効力を連絡します。

(イ) 設計額と設計誤りを補正しても落札候補者に変更が生じない場合は、入札は有効とします。この場合、入札参加者には、設計誤りを補正した額を通知します。

(ウ) 設計誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効（中止）とし、改めて入札を執行することを通知します。（この場合、以降は「10 中止の場合の取扱いについて」によります。）

(様式1)

年 月 日

(宛先) 厚木市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

提出者氏名

設 計 内 訳 確 認 申 出 書

月 日開札の「 」の設計について、疑義があると思われま  
すので、内訳書を添えて設計内訳の確認を求めます。

以 上

- 注1 疑義申立期間は、開札日の翌日（土・日・祝日・年末年始は除く。）の正午までと  
します。
- 注2 申出は金額を入れた入札書を提出した者しかできません。
- 注3 申出時には、社員証等入札参加者の関係者であることを証するものを御持参ください。
- 注4 提出する内訳書は、市が公告した設計図書に入札金額と一致するように個々の内訳を  
記入したものなど積算した内容が分かるものとします。記入は次の内訳書の範囲までお  
願いします。

土木系工事	=	内訳書まで
建築系工事	=	種目別内訳書、科目別内訳書まで
土木系業務委託	=	内訳書まで
建築系業務委託	=	すべて